

## 7 生徒指導

### (1) 長野県いじめ問題対策連絡協議会

#### ア 目的

本県におけるいじめ問題の克服に向けて、いじめ防止等に関係する機関及び団体が連携を図り、いじめの防止、早期発見・早期対応、地域や家庭・関係機関の連携をより実効的なものとするために、本会議を設置する。

また、「いじめ問題対策連絡協議会」における連携の成果が、市町村が設置する学校におけるいじめ防止等に活用されるように、市町村教育委員会との連携を図る。

#### イ 会の構成

関係機関	長野県弁護士会	
	長野県医師会	
	長野県臨床心理士会	
	長野県社会福祉士会	
	長野県精神保健福祉士協会	
	いじめNO！県民ネットワークながの	
	長野県PTA連合会	
	長野県市町村教育委員会連絡協議会	
	長野県高等学校長会	
	長野県中学校長会	
	長野県私学教育協会	
行政関係	法務省長野地方法務局	人権擁護課長
	長野県	県民文化部次世代サポート課長
		県民文化部こども・家庭課長
		県民文化部私学・高等教育課長
		中央児童相談所の職員のうちから 中央児童相談所長が指定する者
	長野県警察本部	生活安全部少年課長
長野県教育委員会	教育長	
	教学指導課心の支援室長	

#### ウ 検討事項

- ① 学校及び地域におけるいじめの状況
- ② 学校、地域、関係機関等によるいじめ防止等の取組
- ③ 新たな知見、見解等に基づくいじめの予防教育のあり方
- ④ 前各号に掲げるもののほか、いじめ防止等に関する事項

## (2) 生徒指導総合対策会議

### ア 趣 旨

児童生徒の生徒指導上の問題や課題の解決に向け、学校・教育委員会が的確に対応するための専門的な支援と助言を行い学校・家庭・地域社会等における児童生徒の健全育成に資することを目的とする。

### イ 委 員

会 長	飯 田 俊 穂	安曇野ストレスケアクリニック院長
副 会 長	上 村 恵津子	信州大学教育学部附属教育実践総合センター教授
委 員	青 沼 架佐賜	長野市民病院小児科長
〃	青 木 恵里子	グリーンボックス法律事務所弁護士
〃	上 條 剛	上條剛法律事務所弁護士
〃	市 川 裕 子	長野県北部高等学校長
〃	滝 沢 克 子	千曲市立埴生中学校長
〃	弓 田 香 織	長野県社会福祉会子ども家庭福祉委員会副委員長
〃	夏 目 宏 明	長野県精神保健福祉士協会副会長
〃	佐々木 尚 子	長野県臨床心理士会理事
〃	竹 内 靖 人	中央児童相談所相談判定課長
〃	佐々木 秀 和	県警少年課サポートセンター室長

### ウ 職 務

- ① 学校及び教育委員会に専門的見地から助言を行う。
- ② 会議の部会の活動に対し専門的見地から助言を行う。

## (3) 長野県不登校対策検討委員会

### ア 趣 旨

本県の不登校児童生徒の深刻な実態を受け、その課題解決に向けて、県と市町村の教育委員会が共通理解や相互の認識を深め、学校・家庭・地域社会等に的確かつ迅速に対応するために検討委員会を設置した。

## イ 委員

委員長	伊藤学司	長野県教育委員会教育長
副委員長	近藤守	市町村教育委員会連絡協議会会長
委員	赤地憲一	千曲市教育委員長
〃	倉澤誠	佐久穂町教育委員長
〃	小島雅則	諏訪市教育長
〃	佐々木正明	山ノ内町教育長
〃	忠地愛男	松本市こども部こども福祉課長
〃	伊藤敦子	箕輪町子ども未来課長
〃	上村恵津子	信州大学教育学部附属教育実践総合センター教授
〃	宮寄貞子	長野県スクールソーシャルワーカー
〃	青木隆	県民文化部 次世代サポート課長
〃	佐藤尚子	県民文化部 こども・家庭課長
〃	菅沼尚	長野県教育委員会次長
〃	兒玉順夫	義務教育課長
〃	武田育夫	教学指導課長
〃	勝山幸則	特別支援教育課教育幹

## ウ 職務

- ① 長野県の不登校の現状と課題を整理する。
- ② 当面の対応策・中期的な方針等を策定する。
- ③ 県及び市町村の施策の評価を行う。

### (4) スクールカウンセラー等の配置

臨床心理士、精神科医、大学教授等のスクールカウンセラーを中学校 95 校に配置し、近隣の中学校及び学区内小学校を含め、児童生徒及び保護者の教育相談や教職員への助言等に対応した。

4 教育事務所配置のスクールカウンセラーを全ての県立高校の要請に応じて派遣し、生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言・援助を行った。

また、不登校及び不登校傾向の児童への対応として子どもと親の相談員を小学校 30 校に配置し、学級担任等と連携して家庭訪問や登校援助及び相談にあたった。

## (5) スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業

教育事務所に 8 名の SSW を配置し、いじめ・不登校相談員や生徒指導専門指導員の学校訪問を踏まえ、いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある家庭的な問題に対して介入し、児童生徒を取り巻く環境等の改善に向けて、学校や関係機関と連携した支援を行った。いじめ・不登校地域支援事業との連携を強め、地域における支援体制の整備を目指した。

## (6) 教育相談員の配置・24 時間いじめ電話相談の実施

総合教育センターに教育相談員（臨床心理士）を 1 人配置し、教育相談専用電話により児童生徒や保護者らの電話による悩み等の相談および来所相談に応じた。

いじめ問題に対応するために、電話相談による「児童生徒のいじめ電話相談窓口」を 24 時間体制で行った。

## (7) 生徒指導研修の充実

児童生徒の個性尊重と潜在能力の伸長をめざし、心を理解する感性を磨き、よりよい人間関係をつくるための予防開発的生徒指導を推進するとともに、生徒指導上の今日的課題の理解と対応を学ぶための研修講座を総合教育センターに開設した。また、生徒指導において各学校や地域で中核的役割を担う教員の養成をめざし、生徒指導専門研修を実施した。

## (8) いじめ・不登校地域支援事業

### ア 趣 旨

いじめや不登校などの各学校の実態や課題を迅速に把握し、解決に向けて指導助言を行う「いじめ・不登校地域支援チーム」を教育事務所に設置し、学校・家庭・市町村教育委員会や民間支援団体を含む関係機関等と連携した児童生徒への支援の充実に努め、管内のいじめや不登校への対応に係る中核的な機能を果たした。

### イ 実施状況

① 各教育事務所に配置したいじめ・不登校相談員と SSW が連携し、いじめや不登校の問題に悩む児童生徒への支援とともに、児童生徒を取り巻く環境改善のための学校指導を行った。

- ② 各教育事務所の学校教育課長をリーダーとして、生徒指導専門指導員、いじめ・不登校相談員、SSWが中核となり、教育事務所内の全指導主事がチームとして、管内の市町村教育委員会との連携推進や各学校におけるいじめ・不登校対策を推進した。
- ③ 県教育委員会が年2回開催するいじめ・不登校全県研修会や各教育事務所が年2回開催する地区推進会議において、いじめや不登校への対策に関わる研修を行った。

#### (9) 家庭との連携促進事業

学校と家庭との一層緊密な連携のもとに、非行防止、健全育成を図るため、家庭訪問による指導の充実を図った。

#### (10) 中・高連携強化事業（中・高連絡協議会）

高校に入学した直後の生徒が、学校生活や学業に適応できず不登校になったり問題行動をおこしたりする傾向がある。一人ひとりの生徒が生き生きとした学校生活を送るためには、中・高の生徒指導の密接な連携を一層強化し、地域ぐるみで生徒の健全育成を図る必要がある。

このため、旧通学区ごとに中・高生徒指導連絡会議を開催し、連携を強化・充実して地域ぐるみで生徒の健全育成に努めた。